

令和6年2月9日
県土整備部 建設・不動産課
(CCUSに関する事)
043-223-3299
県土整備部 技術管理課
(試行要領に関する事)
043-223-3111

建設キャリアアップシステム活用工事の試行について

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、建設技能者の適切な処遇に繋げる仕組みであり、これにより、「若い世代がキャリアパスの見通しを持てる」、「技能・経験に応じて処遇を改善する」、「技能者を雇用し育成する企業が伸びていける」建設業を目指し、国と業界団体が連携して官民一体で普及を推進しているものです。

県としても、建設キャリアアップシステムの普及・活用を促進するため、建設キャリアアップシステム活用工事を試行します。

1 対象工事及び実施方法

県が発注する全ての工事を対象とし、契約の締結後、工事着手前に受注者が希望した場合に実施します（受注者希望型）。

2 企業評価等

以下の実施項目の全ての目標基準を達成した場合、カードリーダー等の費用補助、工事成績評価における評価を実施します。（工事成績評価における評価は、請負金額 500 万円以上の工事を対象）

実施項目	目標基準
①事業者登録	元請事業者の登録が完了していること。
②技能者登録	1名以上の技能者登録が完了していること。
③就業履歴蓄積	カードリーダータッチ率が30%以上であること。

3 施行日等

令和6年2月14日から施行し、企業評価等は令和6年4月1日から適用します。

4 その他

(1) 「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」は、千葉県HPを参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/ccus/ccus-shikou.html>

(2) 建設キャリアアップシステムについて詳しくは、(一財)建設業振興基金HPをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp>